

滋賀県原子力防災専門会議設置要綱

(目的)

第1条 本県における原子力防災対策の推進に当たり、専門的な見地からの意見、助言等を求めるため、滋賀県原子力防災専門会議(以下「専門会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門会議は、次に掲げる事項を所掌し、滋賀県に対し専門的な見地からの意見、助言等を行う。

- (1) 県の原子力防災に関する事項
- (2) 原子力施設および周辺的安全確保に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、原子力防災対策の推進に必要な事項

(構成等)

第3条 専門会議は、8人以内の委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者その他適当と認める者のうちから、滋賀県知事が就任を依頼する。
- 3 委員の任期は、2年間とし、他の委員の任期途中で就任した場合は、他の委員の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

(座長)

第4条 専門会議に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、専門会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるとき、または座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 専門会議は、滋賀県防災危機管理監の招集により開催する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 専門会議の庶務は、滋賀県知事公室防災危機管理局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門会議の運営に関して必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成26年5月15日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

滋賀県原子力防災専門会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

所属・職名	氏名	分野	備考
京都医療科学大学 学長	遠藤 啓吾	放射線医学	
京都大学大学院工学研究科 准教授	島田 洋子	都市環境工学 (環境リスク工学)	
京都大学 複合原子力科学研究所 准教授	高橋 知之	放射線安全管理工学	
大阪大学 名誉教授	竹田 敏一	原子力工学	座長代理
社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 事務局長	谷口 郁美	社会福祉	
京都大学防災研究所 社会防災研究部門 教授	牧 紀男	自然災害科学 都市防災計画研究	座長
京都大学 複合原子力科学研究所 教授	三澤 毅	原子炉物理 放射線計測	
大阪大学 CO デザインセンター 教授	八木 絵香	科学技術社会論 災害心理学	

(任期 令和2年5月26日～令和4年5月25日)